

大木町全世代型健康増進拠点在り方検討委員会

報 告 書

令和6年10月

大木町全世代型健康増進拠点在り方検討委員会

目 次

はじめに

I 検討委員会について	3
1. 検討委員会設置の背景と目的	
2. 協議事項について	
II 協議経過	4
1. 第1回検討委員会協議概要	
2. 第2回検討委員会協議概要	
3. 第3回検討委員会協議概要	
III 協議事項の提案	12
1. 全世代型健康増進計画について	
2. 全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能を含む）の在り方について	
3. 全世代型健康増進拠点構築計画（工程表含む）について	
4. 全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の再配置について	
IV 附帯意見について	20
V 大木町全世代型健康増進拠点在り方検討委員会委員名簿	21
VI 会議の開催状況	22

附属資料

- ・大木町全世代型健康増進計画（案）
- ・大木町全世代型健康増進拠点構築計画（案）
- ・大木町における指定管理者制度導入施設の指定管理者モニタリング及び評価体制の整備について（提案）

はじめに

本報告書は、令和6年6月20日に大木町長から意見を求められた、「大木町全世代型健康増進拠点」の在り方について、委員会における審議等の結果を踏まえ、「大木町全世代型健康増進拠点の在り方検討委員会」設置要綱第2条の規程に基づき、報告するものです。

人口減少、超高齢化社会の到来は、社会が多様化する中で、妊娠期から高齢期までの全世代の健康課題も多様化しています。町民の健康への関心の高まりや人生100年時代を迎え、健康寿命を着実に延伸していくために、住民と多様な主体、行政との連携により「誰一人取り残さない健康づくり」を推進することが求められています。

委員会に課せられた検討課題は、「健康福祉センターの在り方に関する検討委員会」から報告された答申に沿い、大木町全世代型健康増進拠点（附帯施設温泉機能含む）の在り方、全世代型健康増進拠点の温泉機能の再配置（案）、全世代型健康増進計画（案）などについてであり、各事項について協議等を行いました。

協議等のプロセスにおいて、様々な意見、提案、アイデアなどが寄せられ、結果として全世代が利用、活用する視点から「全世代型健康増進拠点」などのコンセプト、方向性、計画の在り方について委員の皆さんの賛同を得ることができました。

委員の皆さんのご理解とご協力に感謝申し上げます。

本報告書を受け、ロードマップなどに基づき、大木町全世代型健康増進拠点の在り方などについて施策の具体化に向けた取組みについて要望いたします。

令和6年10月

大木町全世代型健康増進拠点の在り方検討委員会
委員長 長瀬光市

I 検討委員会について

1. 検討委員会設置の背景と目的

健康福祉センター（健康福祉棟、多世代交流棟）は、開設後 20 年以上が経過しており、老朽化する施設の維持管理や健康福祉センターの運営支援に対する財政負担の増大が懸念されていました。

このような状況の中、令和 5 年第 1 回大木町議会定例会（令和 5 年 3 月）において、健康福祉センターに係る予算を執行するに当たり、健康福祉センター内の施設の諸課題を協議する協議会の設置を求めるとともに、協議会における協議を踏まえた町長へ答申及び議会への報告を求める附帯決議が可決されました。

この決議を受け、令和 5 年 6 月に、外部識者、施設利用者、町民公募委員で組織する「大木町健康福祉センターの在り方に関する検討委員会」が設置され、町長から検討委員会に対し、「健康福祉センターの在り方について」、「健康福祉センターに係る第 3 セクターの運営及び指定管理の在り方について」及び「福祉・健康づくり等の拠点のあり方について」の諮問が出され、検討委員会において協議が行われてきました。

協議は 6 月から 11 月にかけて 6 回行い、その協議結果は答申としてまとめられ、令和 5 年 11 月に町長へ報告されるとともに、議会の全員協議会に対し所管課である健康課から答申内容の報告が行われました。答申においては、健康福祉センターを拠点とした全世代型の健康増進事業の展開や、多世代交流棟の廃止、温泉を活用した小規模浴場機能の設置などが提案され、これらの提案を具体化するため、令和 6 年 4 月に「全世代型健康増進拠点在り方検討委員会」が設置されました。

2. 協議事項について

全世代型健康増進拠点在り方検討委員会は、「健康福祉センターの在り方に関する検討委員会」から報告された答申に沿い、大木町健康福祉センターにおける大木町全世代型健康増進の推進及び拠点の構築に向け、下記事項に係る協議を行いました。

- ①全世代型健康増進計画（案）について（健康福祉センターにおける全世代型健康増進の推進及び拠点の構築の基本方針となる計画の策定に向けた協議）
- ②全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能含む）（案）について（全世代型健康増進の拠点としてあるべき機能、規模、運営方法に関する協議）
- ③全世代型健康増進拠点構築工程表（案）について（全世代型健康増進拠点の構築までの計画に関する協議）
- ④全世代型健康増進拠点在り方に関する報告書（案）について（①～③の検討結果を踏まえた、全世代型健康増進拠点の在り方をまとめた報告書に関する協議）

Ⅱ 協議経過

1. 第1回検討委員会協議概要

第1回検討委員会においては、前回の検討委員会の審議経緯及び答申内容について報告を受け、委員の認識の共有を図った後、下記事項についての協議を行いました。

(1) 仮称) 全世代型健康増進計画のコンセプト(案)について

(主な意見)

- ・収益が出る施設は民間が運営するものであり、健康に的を絞って行う計画を策定することはよいと思うが、主旨を理解した施設運営者を確保ができるのか。
- ・自治総合計画の後期計画に「産学官民間連携」が加えられている。このような取り組みに連携は大切であり、大学等と連携した取り組みを行っていただきたい。
- ・進捗に応じ計画の結果や効果を町民に示す必要がある。
- ・利用者から、アクアスの老朽化やサービスの低下を危惧する声をよく聞く。個人的には、(アクアスは)もう必要ではないと考えており、これからは町民のための施設にしていくのがよいと考える。
- ・今後の高齢化社会を考えると、この構想、計画は将来的によりよい。
- ・障がい者向けの事業や障がい者に対する考えなども組み込む必要がある。
- ・計画を進めていくためには、自治区や校区づくり協議会などの組織と連携しながら、地域の中で進めていくと作りやすいのではないかな。
- ・食や健康、運動は具体的に記載があるが、運動だけではなく、音楽など運動が苦手でも取り組みやすい文化的活動も組み込むと効果が上がるのではないかな。
- ・国が策定している「健康日本21※」では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりがあり、このビジョンに基づいた取組みも実施していただきたい。

※健康日本21：国が推進する、21世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するための、新しい考え方による国民健康づくり運動

(2) 全世代型健康増進拠点の在り方について

(主な意見)

- ・親子食育事業は、子ども家庭センターで実施されている事業ではないかな。
- ・妊娠中や子育て中の方を対象とした運動支援を行うのであれば、託児環境の整備などの検討も必要ではないかな。
- ・地域環境の質の向上として、心の健康の守るための環境整備を図るという項目があるが、メンタルヘルスに関する事業として、地域啓発を目的とした出前講座以外にも、相談の窓口の設置等も検討してはどうか。
- ・現在の活動状況やこれからの事業目標を考慮すると、現在の規模では足りず、もう少し規模的な余裕がないと効果が上がらないのではないかな。

2. 第2回検討委員会協議概要

第2回検討委員会においては、前回検討委員会で集約された意見、協議結果の計画等への反映状況について報告が行われた後、下記事項についての協議が行われました。

(1) 全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能含む）の在り方について

（主な意見）

- ・温泉施設に「交流・居場所の提供」と挙げられているが、食育事業として「子ども食堂」などの実施を通じ、高齢者と子どもなど、世代間交流の居場所の提供もできるのではないかな。
- ・温泉の位置付けが不明。温泉施設を健康福祉センターの中にどのように関連付けるのかももう少し明確にしたほうがよいのではないかな。

(2) 全世代型健康増進計画（案）について

（主な意見）

- ・既存施設（健康福祉棟）の見直しのことに触れているが、今の健康福祉棟において、部屋の機能の不足分があるのか、課題点はないのかという点が整理されていない。
- ・健康づくりの日本一を目指すということは大事なことであるが、この計画は町民が今よりも健康になることを求めているのであって、日本一を求めているわけではない。
- ・計画案では、すべて「健康＝運動」となっているが、運動と聞くだけで敬遠する人もいる。大事なことは、楽しんで参加できるかであって、その視点で事業を入れてはどうか。
- ・この計画案は、現在行われている事業・内容の繰り返しであり、全く魅力的ではない。その点を変える必要がある。
- ・歯科医との連携も必要。町と医療関係がどのように連携したら町民の健康を守れるのかを十分に協議しながら実施していく必要がある。
- ・産後の運動支援とあるが、現状の出生数から利用者は減少していくと考えられる。産後の人から高齢者まで広く参加できる「ピラティス」のような運動を取り入れてはどうか。
- ・こども家庭センターの施設がかなり古くなっており、近いうちに補修又は立て直しの必要があると思われる。（計画案には）取りこぼしが無いということを発想しており、このような施設も一緒に作ってはどうか。
- ・計画案は理想論で素晴らしいとは思いますが、町民が参加するのか疑問。町民の参加を促す仕組みが必要ではないかな。

(3) 全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の再配置（案）について

附帯施設（温浴施設）の配置については、健康福祉センター敷地及び隣接する町有地内において、設置可能と考えられる候補地案を提示し、それぞれの候補地について委員から意見を聴取し、協議を行いました。

（候補地案）

- 1 案：多世代交流棟西側職員駐車場（町有地）
- 2 案：多世代交流棟敷地（町有地）
- 3 案：多世代交流棟東側駐車場（民有地）
- 4 案：健康福祉棟南側駐車場・倉庫用地（町有地）

（主な意見）

- ・利用者側とすれば、継続して温泉の利用ができるような状況ではなくなる 2 案は外したい。
- ・利用形態としては、健康福祉棟に近い 2 案が 1 番使いやすい。3 案は借地であること、4 案は狭小であることから、候補地は 1 案か 2 案と考える。
- ・いくつかの案に「工事期間中の多世代交流棟の利用が可能」とあるが、温泉娯楽施設を廃止健康に特化したプログラムを実施する計画であるから、多世代交流棟を温存するのは疑問。
- ・他の同様の施設と差別化を図るため、ジムに行き、温泉に入って帰るという素晴らしい環境を考えれば、2 案がよいと考える。健康福祉棟からの渡り廊下を活用すれば、附帯施設としての利用効率が上がる。
- ・健康福祉棟を利用している立場から、工事期間中の温泉利用ができない 2 案だけは反対。他の候補地案も一長一短あると思うが、2 案以外では、現在の施設が長期間（工事期間中も）使える。
- ・建築を設計する立場からすると、1 度離れた客が戻ってこないような施設を作るのであれば、最初から何もしない方がよい。
- ・今よりも町民が利用するためにも、目をつぶらないといけない場合もあり、より良い施設を建てるため、現在の施設を壊した方がいい。
- ・1 案の場所に、その程度の施設をまず作り、2 年後に現在の施設を崩して、その場所に増築するなどの案はできないのか。
- ・少なくとも想定できるのは、2 案では更地にして作り直すということであり、そういうことであれば 1 案がよい。現状の渡り廊下の距離と、1 案までの距離の差はあまりないと思うので、健康福祉棟から 1 案の場所に向けて通路を設置すればよく、通路を少し工夫すればよいのでは。
- ・1 案がよい。2 案となり、2 年間か 3 年間利用できないのであれば、会員を辞める。当面の間、他の利用も含め、しばらくアクアスを残すことはできないのか。
- ・これまで多額の費用をかけ修理しているが、根本的な改善につながっていない。今

後も修理は必要と見込まれるため、新たな発想で、2年かけても良くなったと評価される温泉施設作りがよい。

- ・いろいろな制約の中で、町として目指すもの、町民が目指すものというところを考えた時に、娯楽施設として経費がかかる可能性があるものをいつまでも温存していくという点については非常に疑問に思う。

- ・1案か2案しかないと思うが、予算などを総合的に考え、私は自分の欲を捨てて2案を推薦する。利用しやすい施設であれば、利用者が増え収益もあがる。その辺りは考え方ひとつだと思う。

- ・前回の検討委員会で、18億円かけて改修しても雨漏りがなくなるかもしれないという説明であった。新しい温泉施設の設置費用は、18億円より少ないと思うが、2年間施設を使えないことについては賛成できない。

全ての委員からの意見、提案の聴取が終了した後、委員長から各協議事項に対する意見のとりまとめ及び報告書案の作成について、委員長一任の提案があり、確認の結果、委員から反対意見はなく了承されました。
--

3. 第3回検討委員会協議概要

第3回検討委員会においては、前回検討委員会で集約された意見、協議結果の計画等への反映状況、事前に送付した資料への意見等に対する回答について報告が行われた後、下記事項についての協議が行われました。

(1)「全世代型健康増進計画（案）」について

(主な意見)

- ・第1回検討委員会で国や市町村も策定している「健康日本 21」を反映した内容で計画を立てていただきたいとお願いした。計画案は、ライフステージや世代別の視点と、各個別計画のポイントを抑えた、大木町の現状に合わせた計画になっているのではないかと感じている。評価項目の指標についても、実現可能な指標として示されており、より実践的な計画となっているとの印象を持った。
- ・「妊娠から乳幼児期・少年期の健康づくり」の成果指標は、対象が誰になるのか、少し分かりづらい。また、世代別の成果指標がそれぞれ1つしかないが、1つの指標で大丈夫なのか。数字の根拠も大切だと思うが、具体的な数字になっており、どのように出したのか気になる。
- ・(成果指標に)現状値、中間目標、最終目標があり、少数点以下までの数字が出ているが、普通は5パーセント刻み程度ではないかと思う。
- ・「女性の運動支援」について、女性が運動に参加できる支援と町の体制が必要。男女共同参画については別の課が担当しているかもしれないが、男性の育児や家事参加、託児など、町全体で支援を行い、女性が運動に参加できるような支援をお願いしたい。また、子供と保護者が一緒に参加できるような運動も計画をお願いしたい。

全ての委員からの意見、提案の聴取が終了した後、委員からの意見も含め、この計画案でまとめることとしました。

(2)「全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能含む）の再配置（案）」意見集約（案）について

(主な意見)

- ・以前は、壊した後に作ってはどうかと思っていたが、2年間（の休止期間）というのは職員の補償もある。一方、離れて温泉を作ったらパイプがとても腐食するともいう。いろんな面を考えて、1番いいのはどうなのか。例えば今までのものを2年間置いて、それから別に建てたら、温泉も利用できるし、職員の対応もしなくてよいと思う。皆さんの意見はどうか。
- ・全世代が利用するため一体性を保たないといけないということだが、一体性を保つ

というのはどういうことか。

- ・拠点整備に着手する時期はいつか。
- ・現在アクアスで行われている事業を、新しく作る全世代型拠点の附帯施設にどのように反映させるか具体的に見えてこない。休止期間の発生により様々な事業が中断することになるが、どのような代替措置を考えているのか。
- ・（報告書案では）アクアスに対する愛着と書いてあるが、アクアスに対する愛着で2案に賛成しなかったわけではない。健康福祉棟（ジム）を利用している身として、運動してお風呂に入ることはセットになっているが、2案だと、2、3年間は入浴できずに帰ることになり、（スポーツジムの）退会する人も多いのではと心配している。
- ・地域で、アクアスの（休止期間）ことを聞くと、3年は長いと言われるのが主となっている。配置的に2案がいいというのは十分に分かっており、2案に決定されるのは仕方がないという気持ちもあるが、現在の利用者をいかにこのまま確保するかということはとても大切であり考えていただきたい。今の利用者が1人でもこのまま続けていくことができるような方策を町でもお願いしたい。
- ・「3年間源泉を利用しなくても、再開後の温泉利用に影響はないのか調査が必要ではないか」という質問に対し、基本計画、実施計画の中で調査されるものと考えているとの回答であったが、もし影響がある場合は計画の変更はあるか。

（3）「全世代型健康増進拠点構築計画（案）」について

（主な意見）

- ・協議の中で、2年間使えないという話が出ていたが、この工程表でいくと、2年間、第3、第4年度は使えない。健康福祉棟と、多世代交流棟の工事を1年間ずらして、片方を使うということとはできないのか。
- ・多世代交流棟と健康福祉棟、これは一括で指定管理者を選定されるのか、別々に選定されるのか。
- ・多世代交流棟を第3年度に閉鎖して、2年間温泉が使えないということだが、昨年度の検討委員会では、4分の1ぐらいに縮小し温泉を利用できないかという案が出ていたと思う。そのような検討は行っていないのか。

全ての委員からの意見、提案の聴取が終了した後、委員からの意見も含め、この計画案でまとめることとしました。

（4）「全世代型健康増進拠点の在り方に関する報告書（案）」について

（主な意見）

- ・附帯意見の2に、アクアスの休止前の住民説明会を追加していただきたい。私がア

クアスを利用するとき、いつもテレビの前に座っている男性がいる。毎日利用しているようで話を伺うと、家の風呂が壊れて修理に 15 万円かかるとのこと。そのような利用者もいるため、事前に町の説明会をお願いしたい。

・この検討委員会は、令和 5 年第 1 回町議会定例会から、健康福祉センターにかかる予算を執行するにあたり、健康福祉センター内の施設の諸課題を協議する協議会の設置や、協議会における協議を踏まえた町長への答申及び議会への報告を求めるとの附帯決議がなされたことからスタートした。そういう状況の中で、ここまで議論してきたが、議会からは、どのような意見が出されたり、協議がなされたりしているのか。また、今回は答申ではなくて報告だが、どのような形で行政に反映されるのか。

・個人的には 2 案になってほっとしている。建築の設計の立場から、利用者が使いやすくなる 2 案で報告書がまとめられ安心したが、今のアクアスを崩して 4 分の 1 ぐらいの新たな温浴施設を作ろうということで答申され、今回のこの検討委員会も全部その方向で進んできている。昨年度の資料では調査当時で 3 億 7000 万円かけて 1 回目の修繕、改修を行うと当面は機能的に使えるということである。また、4 分の 1 の根拠は予算的な話ではないとのことだが、今のアクアスをそのまま利用し、規模を縮小して目的の施設を作るということに関しては全く触れられていない。これに関する検討はしないのか、そのことを附帯意見として追加できないか。

・今の温浴施設を維持するのではなく、新たな附帯設備を作るのにアクアスを崩して新築するという答申が出ているが、今のアクアスを利用し、2 階は使わず 1 階だけを附帯施設にするとその程度の施設ができるのではないか。

・建て替えに関しての費用については載せないということだが、費用は報告する際に必要ではないか。町長が検討する際に、こういった場合はこのぐらいかかるということも必要ではないかと思う。

委員からの意見、提案の聴取が終了した後、委員からの意見及び全世代が利用する健康増進拠点のコンセプトを踏まえ、拠点の総合性、一体性の視点から、この報告案でまとめることとしました。
--

(5) 大木町における指定管理者制度導入施設の指定管理者モニタリング及び評価体制の整備について

(主な意見)

・町の施設の指定管理者は町内外の顔となるので、(指定管理者の) 人権や接遇といった研修は、町の職員と同等の研修をお願いしたい。また、選定に関しても、行政だけではなく選定委員会などを作っていただきたい。行政が自分の都合に合わせて指定管理者を募集するのではなく、選定委員会などで協議するのであれば公募しなく

でも大丈夫ではないか。また、担当課は総務課になるということだが、ガバナンスの強化をお願いする。職員同士の馴れ合いではなく、担当の職務に合わせて、町のためにどうあるべきか考えていただきたい。

委員からの意見、提案の聴取が終了した後、委員からの言意見を踏まえ、指定管理制度の改善を図る視点から、モニタリング等について、この案で提案することとしました。

Ⅲ 協議事項の提案

1. 全世代型健康増進計画について

(1) 全世代型健康増進計画の策定の提案

健康福祉センターを全世代型健康増進の拠点として、町民を対象とした公共政策としての健康増進サービスを提供し、全世代型の健康増進を推進していくためには、大木町自治総合計画に個別計画として位置づけられている各計画に基づく、町民の健康づくりに関連する事業を総合的に推進していく必要があります。

大木町自治総合計画（以下「自治総合計画」）には、町民の健康づくりに関する個別計画として、健康課が所管する「大木町健康増進計画・食育推進計画」や「大木町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」のほか、「大木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「大木町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などがありますが、全世代型の健康増進を推進するためには、これらの計画に基づく健康づくり事業を相互に連携させ、実施していくことが重要です。

一方、全世代型の健康増進を推進する拠点についても、健康福祉センターに対し拠点として求める機能やそのあり方、施設の運営方法などを明確にする必要があります。

これらを踏まえ、当委員会としては、個別計画を体系的に位置づけ、各計画に基づく健康づくり事業を効果的に推進するための推進計画の策定を提案します。

なお、当委員会では、委員の意見や協議をもとに、推進計画の具体案である「全世代型健康増進計画（案）」を作成しており、推進計画の策定に当たってはこの計画案を尊重するよう併せて提案します。

(2) 全世代型健康増進計画（案）の概要

「全世代型健康増進計画（案）」は、自治総合計画に示す町の将来像である「だれもがいつまでも幸せに暮らせる健幸長寿のまち」の実現に向け、地域や医療、関係機関（社会福祉協議会等）、職域、学校と行政が連携し、「誰一人取り残さない健康づくり」を進めることで、「まちぐるみの全世代型健康増進の取組み」を推進することを目的としています。

推進に当たっては、取組みの主体的な役割を担うのは一人ひとりの町民であることを念頭に、地域の健康と福祉の増進を図る施設である健康福祉センターを、「全世代型健康増進の拠点」として位置付け、すべての町民を対象とした健康増進事業を実施し、福祉分野との連携の深化や、住民・活動団体、医療、大学などとの連携の強化を進めるとともに、全世代型の健康増進づくり事業における要望やアイデア、知見に基づく提案を受け入れ、事業の充実を図っていくこととしています。

なお、この計画案は、自治総合計画の政策 10「健康寿命の延伸」を達成するための

個別計画として位置づけ、健康福祉センターにおける全世代型健康増進を図るための基本的事項及び実施施策を定めるとともに、自治総合計画に個別計画として位置付けられている健康づくりに関連する計画（縦割り・領域型計画）を体系的に関連付け、総合的に施策を推進する計画としています。

また、この計画に位置付ける実施事業は、健康福祉センターにおいて全世代型健康増進の拠点として実施する「実施事業」と、全世代型健康増進拠点と関係課や団体、地域など各実施主体と連携する「連携事業」「提案事業」とし、連携事業、提案事業においては、実施主体と実施時期や場所、内容、結果、効果を相互に共有しながら、効果的な実施方法や事業の充実を図り、提案事業については、地域と医療、関係機関（社会福祉協議会等）、職域、学校などとの連携強化を念頭に、地域の健康づくりに効果的な事業の提案を受け実施することとしています。

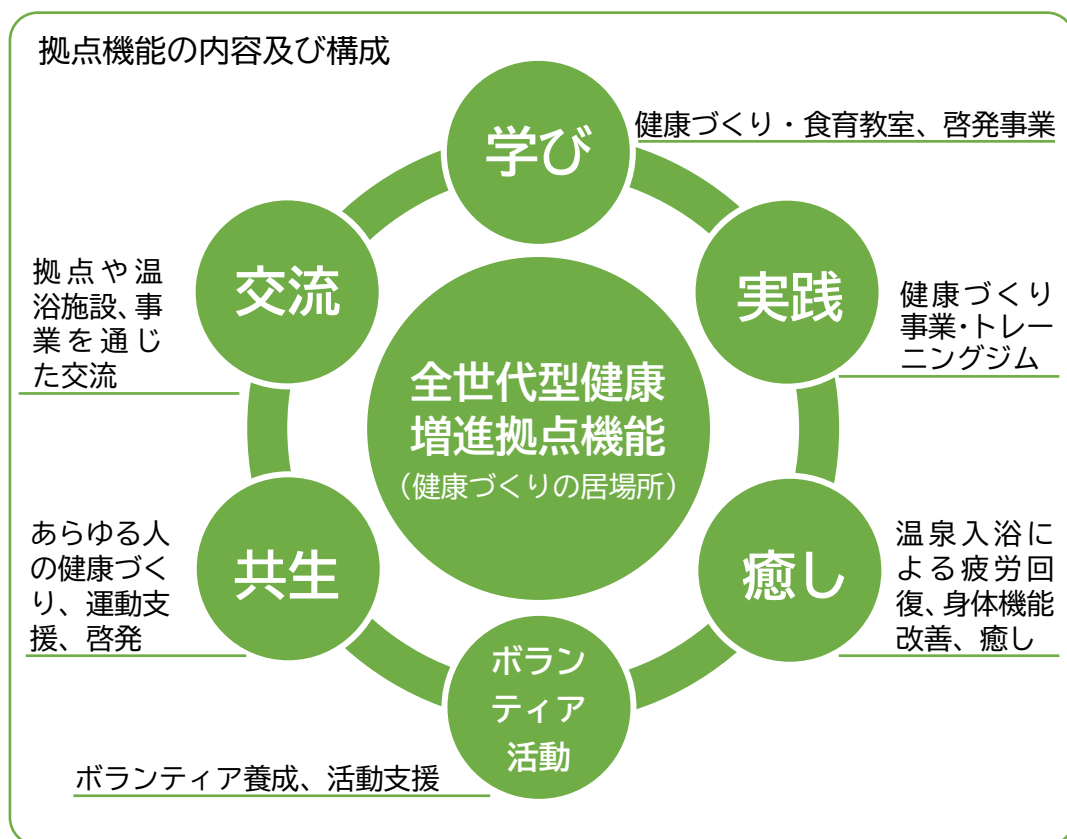
さらに、地域の健康づくりに係る主体や空間などのネットワークの形成を図り、誰一人取り残さない健康づくりを推進していくこととしています。

2. 全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能を含む）の在り方について

全世代型健康増進拠点は、町内関係課や関係機関・団体、研究機関、地域や地域組織などと相互に連携し、町民を対象とした公共政策としての健康増進事業の展開を図るとともに、健康増進事業を通じ、ライフステージや、多様な主体、地域の自治区といった空間など、町民を取り巻く「健康づくりネットワーク」の形成を図り、「だれもが健康づくりに取り組み、心身ともに元気な生活が送れている地域」を目指すことが求められます。

このためには、拠点に、「学び」、「実践」、「交流」、「共生」、「癒し」、「ボランティア支援」の機能を備え、だれもが、どこでも、いつでも健康づくりに取り組める「健康づくりの居場所」として位置付けるとともに、拠点機能が最大限発揮できる体制の再構築と、拠点の管理運営体制の整備が必要であると考えます。

これらのことから、当委員会では、「全世代型健康増進計画（案）」において、「全世代型健康増進拠点の在り方」として拠点の機能構成や、拠点事業の実施体制、拠点の運営等についてまとめており、推進計画及び拠点構築計画の策定に当たっては、当委員会の拠点の在り方に対する考え方を踏まえた計画となるよう提案します。



3. 全世代型健康増進拠点構築計画（工程表含む）について

（１）全世代型健康増進構築計画の策定の提案

健康福祉センターを全世代型健康増進の拠点として構築するためには、前述の全世代型健康増進計画の目的や拠点のあり方を踏まえ、拠点施設の整備の方針を明確にする必要があります。

また、施設整備においては、健康福祉センターの利用ができない期間も発生すること十分に考えられることから、町民や現在の施設利用者に対し十分に周知するうえでも具体的な工程を明らかにする必要があります。

これらを踏まえ、当検討委員会では、施設の整備方針や施設整備の工程表を含む拠点の構築計画の策定を提案します。

なお、当委員会では、委員の意見や協議をもとに、拠点構築計画の具体案である「全世代型健康増進拠点構築計画（案）」を作成しており、拠点構築計画の策定に当たってはこの計画案を尊重するよう併せて提案します。

（２）「全世代型健康増進拠点構築計画（案）」の内容

①拠点施設のあり方

健康福祉センターは、多世代交流棟（アクアス）と健康福祉棟で構成されており、健康福祉棟は、アリーナやトレーニング室、視聴覚室、栄養指導室などが設置されており、健康増進事業や福祉事業の拠点施設として十分な機能を備えています。

一方、多世代交流棟は温泉施設を中心とした保養・レクリエーション型の娯楽施設として運用されていますが、特殊な構造から施設機能の低下と老朽化が著しく、拠点施設としての活用は見込めない状況です。

このため、健康福祉棟を全世代型健康増進の拠点施設として位置づけ、多世代交流棟は施設自体を廃止し、温泉機能を活用した拠点施設の附帯施設（温浴施設）として再整備し、入浴（温泉効能）による健康増進や運動後の疲労回復、地域利用者間の交流促進、憩い・居場所を提供する施設として位置付けています。

②健康福祉棟

健康福祉棟は、公共政策として全世代型健康増進事業を展開する拠点として、継続的かつ安定的にサービスが提供できるよう、施設のメンテナンスを行いながら長期的な利用を図ることとしています。

③附帯施設（温浴施設）

温泉を活用した入浴施設として健康福祉棟との一体的利用を図り、健康福祉棟の拠点機能を補完しその効果を最大限発揮させるため全世代型健康増進拠点の附帯施設として整備するとしています。

なお、施設については、整備や維持管理などに係る財政負担を鑑み、小規模浴場機

能を主体とした施設としています。

④施設の管理運営

健康福祉センターは、公共政策として全世代型健康増進事業を提供する公共施設として効率的な運用を図るため、原則として指定管理による施設の管理運営を行うとしています。

なお、指定管理による管理運営委託を行うにあたっては、当委員会で作成した「(仮称)大木町指定管理者モニタリング基本方針及び大木町指定管理者のモニタリングに関する実施要領(案)」に基づき、適正な管理運営を行うこととしています。

4. 全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の再配置について

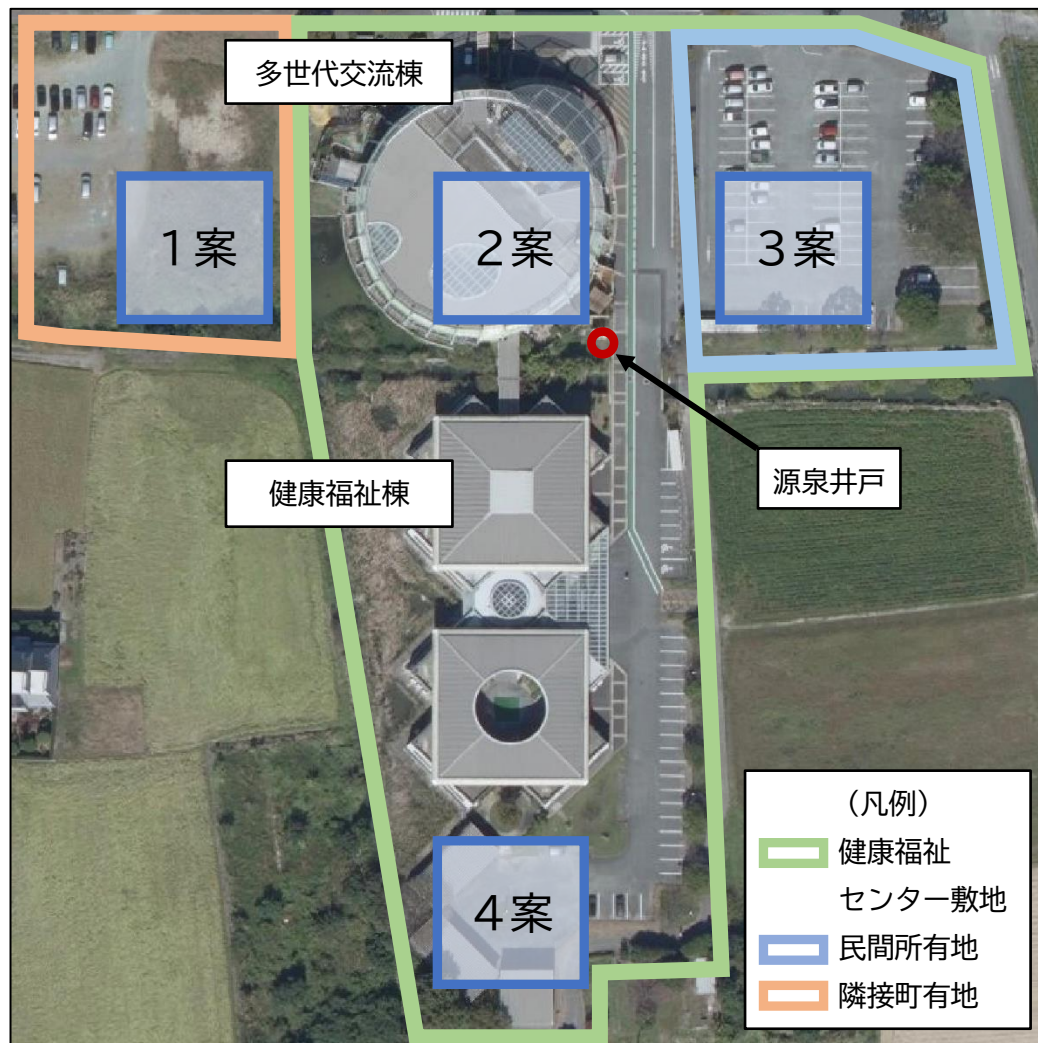
（1）附帯施設（温浴施設）再配置場所の検討

全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）については、健康福祉センター敷地及隣接する町有地内において設置可能候補地案を4か所抽出し、各候補地案について協議を行いました。なお、協議の経過で民有地である3案及び敷地として狭小である4案は除外し、最終的に1案及び2案を候補地としました。

①候補地案

- ・ 1案（多世代交流棟西側職員駐車場）※町有地
- ・ 2案（多世代交流棟敷地）※町有地
- ・ 3案（多世代交流棟東側駐車場）※民有地
- ・ 4案（健康福祉棟南側駐車場・倉庫用地）※町有地

②各候補地位置図



(2) 各候補地（1案及び2案）に対する意見集約

① 1案に対する意見集約

- ・ 2案では施設の建て替えが必要となり、工事期間（2年程度）温泉の利用ができない。
- ・ 利用休止期間が発生すると、現在の会員や利用者が離れていく恐れがある。

② 2案に対する意見集約

- ・ 拠点となる健康福祉棟との一体性が確保され、拠点機能が発揮できる。
- ・ 運動施設と温浴施設の一体的な利用ができることで、近隣の温泉施設や運動ジム施設との差別化が図れる。

(3) 附帯施設（温浴機能）の在り方に対する意見集約

①（視点1）使いやすさと拠点施設と附帯施設との一体性

（1案に関する意見）

- ・ 健康福祉棟から1案までの距離は、現状の渡り廊下の距離とあまり変わらないと思われるため、渡り廊下を健康福祉棟から1案まで直接設置し、通路を工夫すればよい。

（2案に関する意見）

- ・ 健康福祉棟からの渡り廊下を使い、更衣室を温泉施設の中に設置するなどして、回遊性を高めることで、附帯施設としての利用効率が上がる。
- ・ 構造的な仕掛けや、インセンティブを活用し仕掛けが必要。

②（視点2）全世代型健康増進拠点の魅力づくり（附帯施設含む）

（1案に関する意見）

意見なし

（2案に関する意見）

- ・ 周辺の民間会員制ジム等と比較し、ジムと温泉が利用できるなどの差別化が図ることができる。
- ・ 利用しやすい施設であれば、利用者が増え、収益もあがる。

③（視点3）温泉機能の休止期間と離れた利用者の在り方

（1案に関する意見）

- ・ 少しでも休止期間を短くなれば引き続き利用することができる。
- ・ 2年間利用できないと、現在会員が全員辞める恐れがある。

（2案に関する意見）

- ・ 良いものができれば、利用者は戻る。2年間の休止期間は問題ではない。
- ・ 若い人も利用したくなる施設とすればよい。

④その他

- ・ 娯楽施設として経費がかかる可能性があるものをいつまでも温存していくとい

う点については非常に疑問。

・健康に特化したプログラム実施する前提のなか、アクアスをいつまでも残す必要があるのか。

(4) 附帯施設（温浴施設）配置場所の提案

1 案を推薦する意見の立脚点は、「利用者の視点から、温泉施設への愛着があり、できるだけこれまで通り利用したいとの思い」と「温泉を継続して利用するため、休止期間が発生しない候補地としての支持」に集約されます。一方、2 案を推薦する意見の立脚点は、「全世代が利用する健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の在り方、望ましい姿の視点から総合的に考えることの必要性」、「温泉娯楽施設から、健康づくりに特化した計画の推進拠点への移行を踏まえた、あるべき姿の実現のため」に集約され、各案の立脚点に相違がありました。

相違点の一致点を見出すために、協議の経緯とプロセスを振り替えると、「全世代型健康増進拠点（附帯施設温泉機能を含む）の在り方」、「全世代型健康増進計画（案）」に関しては、そのコンセプト、方向性、計画の在り方について、委員の方向性の一致をみており、全世代が利用する健康増進拠点の「目指す姿」の実現に向け、現世代の工事期間中も温泉施設を利用したい「思い」だけでなく、将来に向け、全世代健康増進に向けた拠点の構築であることを充分勘案し、創意工夫による提案を導くことが大切です。

他方、この「思い」は、現在まで利用者として、これまで、多世代交流拠点棟（アクアス）を支えてきたことから生まれた「愛着」であり、その「思い」を大切に、新たに創る「全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴機能）」に反映されることが望まれます。

これらを踏まえ、当委員会としては、全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の配置については、2 案の候補地を基本とし、かつ、委員からの「附帯施設（温浴機能）の在り方」に関する意見及び提案を尊重し、全世代健康増進計画、全世代型健康増進拠点（附帯施設御温泉機能含む）在り方及び全世代健康増進拠点構築計画の工程表に基づき実施する、附帯施設（温浴施設）の設置に向けた基本計画の段階において、総合的な視点から検討をすることを提案します。

IV 附帯意見について

1. 全世代型健康増進計画（案）の策定に当たり、全庁をあげた取組みによる、全世代型健康増進拠点を中心とした健康づくりネットワーク形成及び政策パッケージの推進、事業提案制度、計画の進捗管理を担う（仮）全世代型健康増進拠点運営委員会などを含めた、早期の計画策定を求めます。
2. 多世代交流棟（アクアス）の利用休止期間が発生する場合は、既存施設で実施されている介護予防事業などの継続実施の視点から、代替え措置などの検討を求めます。
3. 全世代型健康増進拠点の検討において、拠点施設への指定管理制度導入意向を踏まえ、指定管理者モリング及び評価体制の整備を図り、利用者の利便性向上、安定的かつ効率的な施設運営を目指す施策の早期策定を求めます。
4. 全世代型健康増進拠点（附帯施設温泉機能含む）在り方及び同計画工程表に基づき、実施する附帯施設（温浴施設）の設置に向けた基本計画の段階において、委員会の報告を尊重し、総合的な視点から検討を求めます。

なお、拠点と附帯施設との施設連携については、創意工夫を凝らした検討を、是非お願いしたい。

V 大木町全世代型健康増進拠点在り方検討委員会委員名簿

No.	氏 名	選出区分・役職等
委員長	長瀬 光市	1号) 学識経験者(大木町自治総合計画アドバイザー、慶應義塾大学特任教授・神奈川県建築士会副会長)
委 員	國武 佳博	2号) 必要な専門的知識を有する者(大木町医会会長、くにたけ医院院長)
委 員	永岡貴美子	2号) 必要な専門的知識を有する者(福岡県南筑後保健福祉環境事務所健康増進課長)
委 員	田中 大輔	2号) 必要な専門的知識を有する者(大木町社会福祉協議会事務局長)
委 員	釜崎大志郎	2号) 必要な専門的知識を有する者(西九州大学リハビリテーション学部助教)
委 員	松藤 和代	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	眞崎 萬次	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	野中美保子	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	廣松 美和	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	家中 寿治	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	山口 ユミ	3号) 健康福祉センターの利用者
委 員	山口 雅克	4号) 町民(公募委員)
委 員	野田左枝子	4号) 町民(公募委員)

【事務局】

所属・役職	氏名
健 康 課 課長	中尾実世子
健 康 課 課長補佐	荒尾健一郎
健 康 課 健康づくり係主査	高山 禎子
企画財政課 課長補佐兼行財政係長	坂井 栄介
企画財政課 政策調整係長	坂井 孝弥
建設水道課 課長	野田 順克
建設水道課 工務係長兼建築係長	岡山 晃

VI 会議の開催状況

1. 第1回検討委員会

- (1) 日 時 令和6年6月20日(木)
13:30~16:30
- (2) 場 所 大木町役場第会議室(3階)
- (3) 内 容 ・ 委嘱状交付
・ 委員長選任
・ 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会の経緯について
・ 健康福祉センターの在り方に関する答申の議会報告及び町民周知について
・ 仮称)全世代型健康増進計画のコンセプト(案)について
・ 全世代型健康増進拠点の在り方について
・ 今後の委員会開催日程及び協議内容について
・ その他
- (4) その他 傍聴者数8名

2. 第2回検討委員会

- (1) 日 時 令和6年7月23日(火)
(現 地 確 認) 13:15~13:45
(検討委員会) 14:00~16:30
- (2) 場 所 (現 地 確 認) 健康福祉センター
(検討委員会) 大木町役場第会議室(3階)
- (3) 内 容 ・ 健康福祉センター現地確認
・ 前回検討委員会議事要旨について
・ 全世代型健康増進拠点機能(附帯施設温泉機能含む)の在り方について
・ 全世代型健康増進計画(案)について
・ 全世代型健康増進拠点の附帯施設(温浴施設)の再配置(案)について
・ その他
- (4) その他 傍聴者数12名

3. 第3回検討委員会

- (1) 日 時 令和6年9月26日(木)
13:15~16:00

- (2) 場 所 大木町役場第会議室（3階）
- (3) 内 容
- ・ 前回検討委員会議事要旨について
 - ・ 全世代型健康増進計画（案）について
 - ・ 全世代型健康増進拠点機能（附帯施設温泉機能含む）の再配置（案）意見集約（案）について
 - ・ 全世代型健康増進拠点構築計画（案）について
 - ・ 全世代型健康増進拠点の在り方に関する報告書（案）について
 - ・ 大木町における指定管理者制度導入施設の指定管理者モニタリング及び評価体制の整備について
- (4) その他 傍聴者数 11 名

